告示

○総務省告示第四百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年十一月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

政党 政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
社会民主党	代表者の氏名	吉田　忠智	又市　征治	二五、一〇、一七
	会計責任者の氏名	吉川　元	吉田　忠智	二五、一一、六

○政治資金適正化委員会告示第七十七号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一七二三	因幡　賢	一七二五	二五、四、一

○政治資金適正化委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録年月日
四五四〇	二五、一一、八	平光　隆一
四五四一	二五、一一、八	鎌田　康義
四五四二	二五、一一、八	渡邉　茂樹
四五四三	二五、一一、八	幸地　啓子
四五四四	二五、一一、八	笠原　一浩

○農林水産省告示第二千八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県肝属郡肝付町後田字西永野四一三六（次の図に示す部分に限る。）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
大阪府電気工事工業組合	大阪府大阪市北区本庄東二丁目三番三十八号	平成二十五年十一月二十六日